



佐
賀
縣
政
史

題

字

池

田

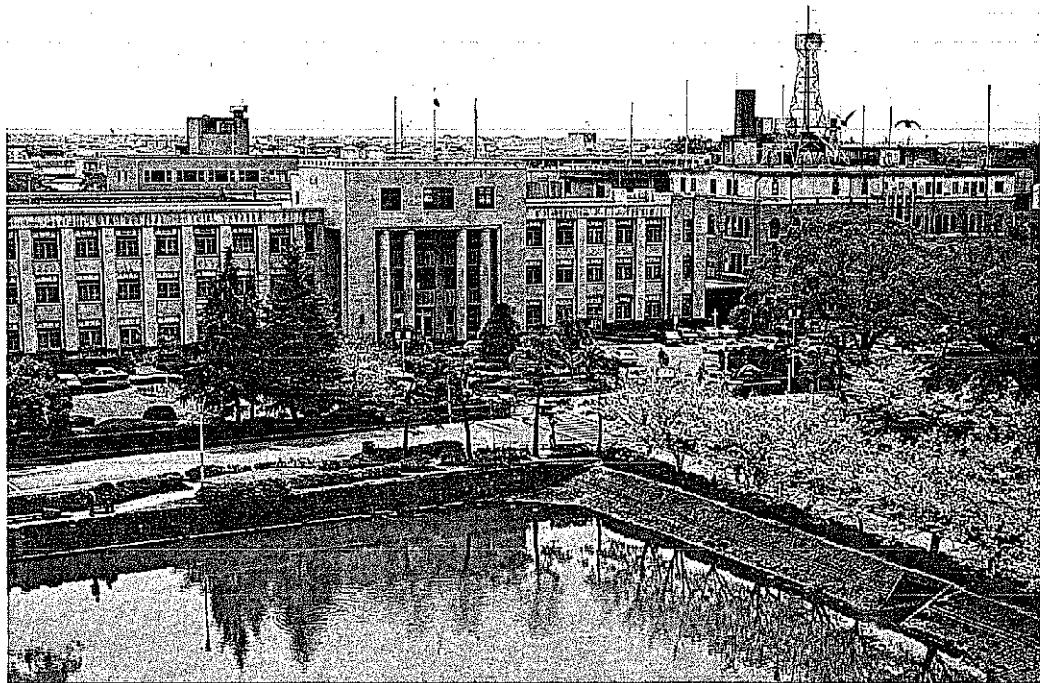
直

書

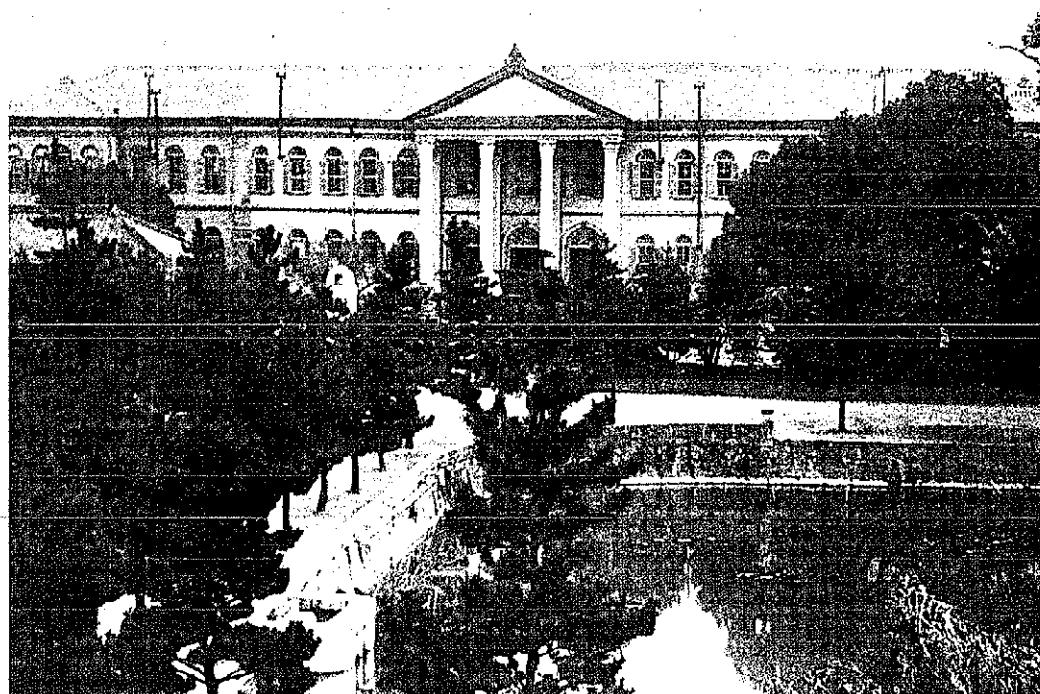
佐賀縣知事



佐賀県 府周辺

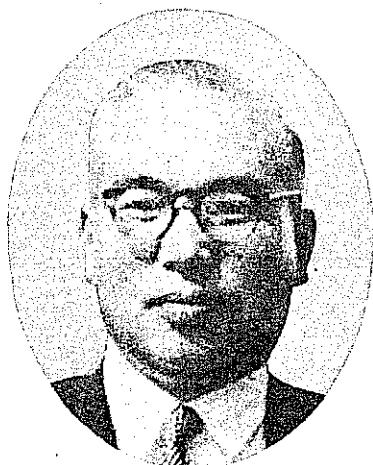


佐賀県庁（昭和25年12月建築）



旧佐賀県庁（明治20年9月建築）

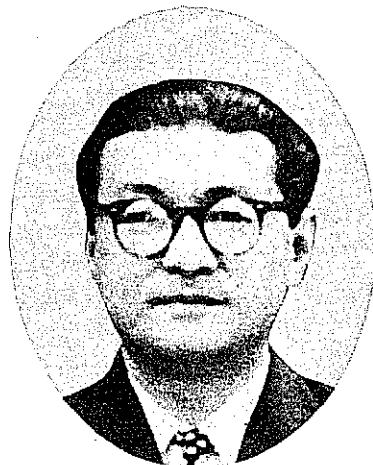
歴代佐賀県知事



第40代 金山国治
昭和22年3月～4月



第37代 宮崎謙太
昭和19年8月～20年10月



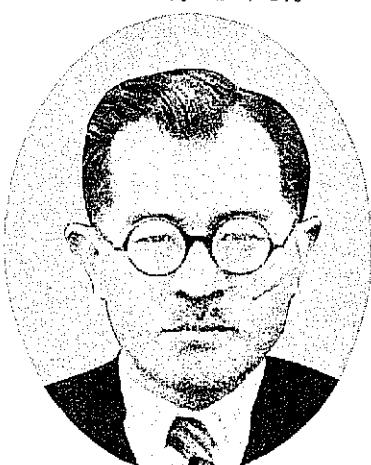
第42～43代 鍋島直紹
昭和26年4月～34年4月



第38、41代 沖森源一
昭和20年10月～21年7月
昭和22年4月～26年4月

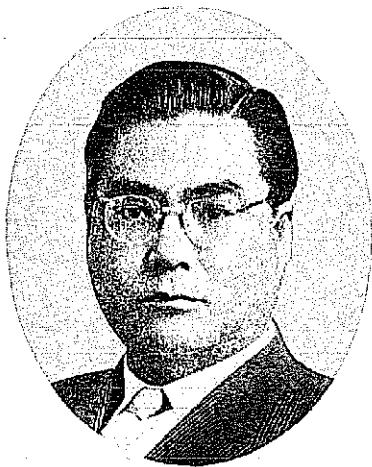


第44～48代 池田直
昭和34年4月～



第39代 戸澤盛男
昭和21年7月～22年3月

歴代佐賀県議会議長



第28代～29代 山下徳夫
昭和30年5月～34年4月
昭和34年5月～38年4月



第24代 原藤三郎
昭和19年2月～22年4月



第27代 安永澤太
昭和28年4月～30年4月



第30代～33代 小原嘉登次
昭和38年5月～42年4月
昭和42年5月～46年4月
昭和46年5月～50年4月
昭和50年5月～



第25代～26代 田中虎登
昭和22年6月～26年4月
昭和26年5月～28年4月

発刊のことば

戦後、新しい憲法とともに地方自治法が制定されてから、三十年の歳月が流れました。この間、地方自治は、幾多の試練を克服しながら、着実に根をおろし、発展してまいりました。

佐賀県政は、この地方自治制度のもとで、激動する社会、経済情勢の中に、民主的諸制度を定着させ、産業の振興による県民所得の向上、地域開発、福祉の増進等着実な発展を遂げてまいりました。

私たちの郷土が、敗戦による混乱と荒廃の中から、復興に立ち上がり、今日の姿にまで成長するにいたりましたことは、ひとえに県民の皆様のたゆまない御努力のたまものであり、改めて感謝の意を表するものであります。

本県は、明治十六年「佐賀県設置」以来、やがて百年に達しようとしており、県木「樟の木」にたとえれば、大木としての栄えを見せる時期にあると言えます。今後とも、物心ともに「豊かで伸びゆく郷土」を建設するために、県勢の一層の充実、発展が期待されます。

今回、地方自治三十周年を記念して、佐賀県政史を刊行することとしましたが、このような時期に、県政の発展のあとを回顧し、記録として残しておくことは、県政の将来を展望し、発展を期する上で極めて意義深いものと考えた次第であります。

最後に、本書の編さんに当たられた監修者、執筆者をはじめ、関係各位のご労苦とご援助に対し、厚くお礼を申し上げます。

昭和五十四年三月一日

佐賀県知事

池田直

直

発刊を祝す

このたび、関係各位の多年にわたるご尽力により、佐賀県政史が発刊されましたことは、まことに意義深いものがあります。

昭和二十年八月という我が国にとつて歴史的な時点から、昭和五十一年三月に至る本県の県政の歩みが、ここに集大成されましたことは、ただに私達が過ぎし歳月を顧みるよすがとするに止まらず、将来、幾代にもわたり、本県の進むべき道を模索する人々が、必ずや「韋編三たび絶つ」の故事に倣うものと存じます。

特に、今回の編さんは、戦後の混乱期を含むものであり、執筆にあたられた方々には人知れぬ辛酸を味わわれたことと存じます。

今ここに、そのご労苦がみのり、発刊のはこびとなりましたことは、まことに喜ばしく、関係各位に深い敬意を表するものであります。

申し上げるまでもなく、私達は、過去、現在、未来と続く連環の中で生きているのであります。そして現在を生き、将来の発展を考えるとき、現状をみつめることはもちろんであります、やはり、歴史を書き、現在に至る経緯を十分に理解することが必要であります。

願わくば、本書が、戦後の本県の歩みを県民各位に紹介とともに、今後の県政の指針となり、「温故知新」の役割を十分果たしますよう、心から祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

昭和五十四年三月一日

佐賀県議会議長 小原嘉登次

凡例

- 一 この佐賀県政史は、原則として昭和二十年八月から、昭和五十一年三月までを対象期間とした。
- 二 内容は、県行政の展開及びこれに関連する市町村行政、並びにその他関係団体の事業とした。
- 三 この本編に関する年表、県行政関係機関、その他の重要資料、統計は、別巻「資料編」に収録した。
- 四 項目の表示については、章以下は節・項の文字を使用せず、單に「一」、「二」とし、
またさらに細分を必要とするものについては、見出し、△▽▼を使用した。
- 五 表現は、原則として、次の方法によった。
 - (一) 昭和の年号については、使用を必要最小限にとどめた。
 - (二) 文体は口語体とし、文字は当用漢字、現代かなづかい及び送り仮名を使用した。
 - (三) 敬称は、すべて略した。
 - (四) わかりにくい旧地名には、()で現在の地名を入れた。
- (五) 法律名・団体名等については、当初に正式名称を使用し、その後は通称名の使用に努めた。
- (六) 本文中の数字は、次のような表現によった。
 - △数量▽ 「億」、「万」の単位語を使用した。なお、予算等の場合は、千円単位とした。
 - △小数点▽ 点を、「・」とした。
 - △数量の単位▽ 原則としてメートル法によるものとし、「kg」、「m」、「ha」等を使用した。

目 次

第一 章 総 説

一 県勢の概況	一	(三) 戸澤県政(二十一年七月～二十二年三月)	一一三
(一) 恵まれた自然環境	一	(四) 第一期沖森県政(二十二年三月～二十二年四月)	一一三
(二) 特色ある風土	二	(五) 第一期鍋島県政(二十六年四月～三十年四月)	一一四
(三) 人口の推移	四	(六) 第二期鍋島県政(三十年四月～三十四年四月)	一一五
(四) 就業人口	五	(七) 第二期池田県政(三十八年四月～四十二年四月)	一一七
(五) 県民所得	六	(八) 第三期池田県政(三十四年四月～三十八年四月)	一一八
二 戦後の混乱期	八	(九) 第四期池田県政(四十二年四月～四六年四月)	一一〇
(一) 終戦直後の様相	八	(十) 第五期池田県政(四十六年四月～五十年四月)	一一二
(二) 占領軍政	一〇		
(三) 公職追放	一四		
三 地方自治制度の改革	一六		
(一) 新憲法の公布	一六	(三) 衆議院議員選挙	三五
(二) 府県制から地方自治法へ	一七	(二) 参議院議員選挙	四三
(三) 政治体制の変革	一九	(一) 知事・県議会議員選挙	四八
四 県政の動き	二一	(四) 政党的変遷	五四
(一) 宮崎県政(二十年八月～二十一年十月)	二一	(五) 選挙管理委員会	五八
(二) 沖森県政(二十一年十月～二十一年七月)	二二		

第二 章 選 挙

一 衆議院議員選挙	三五
二 参議院議員選挙	四三
三 知事・県議会議員選挙	四八
四 政党的変遷	五四
五 選挙管理委員会	五八

第三 章 県議会

一 概 説	六一
-------	----

二 原議長の時代	六一
三 第一期田中議長の時代	六二
四 第二期田中議長の時代	六三
五 安永議長の時代	六四
六 第一期山下議長の時代	六四
七 第二期山下議長の時代	六七
八 第一期小原議長の時代	七〇
九 第二期小原議長の時代	七三
十 第三期小原議長の時代	七三
十一 第四期小原議長の時代	七四

第四章 機構

一 機構	七五
(一) 終戦直後の機構改革	七五
(二) 地方自治法の制定と機構	七八
(三) 財政再建と機構の整理統合	八四
(四) 行政の積極化と機構の充実	八七
(五) 行政需要の多様化と機構の拡大	九〇
二 人事委員会	九七
(一) 委員会の設置	九七
(二) 任用事務関係	九八
(三) 給与事務関係	一〇〇
(四) 公平審査関係	一〇一

第五章 財政

一 概説	一一三
二 財政の推移	一一五
(一) 終戦時における県財政	一一五
(二) 「ドッジ政策」と県財政	一七七
(三) 「シャウプ勧告」による財政制度改革と県財政	一一七
(四) 県財政、赤字へ転落	一二〇
(五) 財政再建	一二一
(六) 高度成長期における財政運営	一三二
(七) 高度成長から安定成長へ	一三八
三 税制の推移	一四二
(一) 税制度の動き	一四二
(二) 本県独自の制度	一四八
(三) 税収の推移	一五〇

第六章 市町村行政

一 概 説	一五一
(+) 地方制度改革と合併	一五一
(+) 市町村行政の広域化	一五四
二 町 村 合 併	一五五
(+) 町村合併促進法下の合併	一五五
(+) 新市町村建設促進法下の合併と建設の促進	一六九
三 広域市町村圏	一七九

第七章 県土の保全

一 概 説	一八三
二 終戦直後の郷土	一八四
三 災害の発生と災害復旧	一八六
(+) 枕崎台風	一八七
(+) 昭和二十三年九月豪雨	一八八
(+) ジュディス台風	一八九
ルース台風	一九〇
(+) 昭和二十八年六月豪雨	一九〇
(+) 台風九号・八月末豪雨・台風十二号	一九六
(+) 昭和三十二年七月豪雨	一九七
(+) 台風十四号	一九八
(+) 昭和三十七年七月豪雨	一九九

(+) 昭和三十八年六月豪雨

(+) 昭和四十二年七月豪雨

(+) 昭和四十三年七月豪雨

(+) 昭和四十五年七月豪雨

(+) 昭和四十六年七月豪雨

(+) 昭和四十七年七月豪雨

(+) 昭和四十八年七月豪雨

(+) 昭和四十九年七月豪雨

(+) 昭和五十一年七月豪雨

(+) 昭和五十二年七月豪雨

(+) 昭和五十三年七月豪雨

(+) 昭和五十四年七月豪雨

(+) 昭和五十五年七月豪雨

(+) 昭和五十六年七月豪雨

(+) 昭和五十七年七月豪雨

(+) 昭和五十八年七月豪雨

(+) 昭和五九年七月豪雨

(+) 昭和六十一年七月豪雨

(+) 昭和六十二年七月豪雨

(+) 昭和六十三年七月豪雨

(+) 昭和六四年七月豪雨

(+) 昭和六五年七月豪雨

(+) 昭和六六年七月豪雨

(+) 昭和六七年七月豪雨

(+) 昭和六八年七月豪雨

(+) 昭和六九年七月豪雨

(+) 昭和七十一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

(+) 昭和七四年七月豪雨

(+) 昭和七五年七月豪雨

(+) 昭和七六年七月豪雨

(+) 昭和七七年七月豪雨

(+) 昭和七八年七月豪雨

(+) 昭和七九年七月豪雨

(+) 昭和七〇年七月豪雨

(+) 昭和七一年七月豪雨

(+) 昭和七二年七月豪雨

(+) 昭和七三年七月豪雨

第八章 産業基盤の形成

一 概 説	一一一
-------	-----

二 道 路	[三三]
(一) 戰後の道路行政の推移	[一一三]
(二) 道路網の再編成	[一三四]
(三) 道路整備の推移	[一三五]
(四) 有料道路の建設	[一四〇]
(五) 橋りょうの整備	[一四二]
(六) 市町村道の整備	[一四四]
(七) 都市計画道路(街路)	[一四五]
(八) 鉄道高架事業	[一四八]
(九) 高速自動車道	[一五〇]
三 鉄 道	[五一]
(一) 鉄道の沿革と輸送量	[五一]
(二) 長崎本線・佐世保線の電化と複線化	[一五二]
(三) 呼子新線の建設と在来線の合理化	[一五四]
(四) 新幹線鉄道の建設	[一五六]
四 港 湾	[一五六]
(一) 港湾の発展の過程	[一五六]
(二) 本県における港湾の現況	[二五六]
(三) 港湾整備五か年計画のあゆみ	[一五七]
(四) 本県港湾の状況	[二五九]
五 水 資 源 開 発	[二六七]
(一) 水資源開発の歴史と沿革	[二六七]
(二) 筑後川の水資源開発	[二七一]

六 電 力	[二七三]
(一) 水力発電の沿革と戦後の電力事情	[二七三]
(二) 電源開発の推進	[二七四]
(三) 産炭地振興と唐津火力発電所	[二七五]
(四) 玄海原子力発電所の建設	[二七六]
(五) 今後の電源開発	[二七七]
七 運 輸・通 信	[二七八]
(一) 空港建設の経緯	[二七八]
(二) 鳥栖商工団地の建設	[二七九]
(三) 通信網の整備	[二七九]

第九章 生活環境の整備

一 概 説	[二八一]
二 住 宅	[二八三]
(一) 住宅事情の変遷と施策	[二九〇]
(二) 住宅建設事業	[二九一]
(三) 炭鉱住宅	[二九二]
(四) 建築指導	[二九三]
(五) 建築士	[二九四]
(六) 宅地建物取引業	[二九四]
三 都 市 計 画	[一九四]
(一) 都市計画法の適用	[一九四]
(二) 市街化区域及び市街化調整区域	[一九七]

(三) 地域地区の指定	二九八
(四) 土地区画整理事業	三〇〇
(五) 公園緑地の整備	三〇三
(六) 開発許可	三〇五
四 自然保護	三〇五
(一) 自然保護	三〇五
(二) 鳥獣保護	三〇六
五 上下水道・ガス事業	三〇八
(一) 上水道事業	三一三
(二) 下水道事業	三一七
(三) ガス事業	三一八
六 廃棄物処理	三一八
(一) 特別清掃地域の指定	三一八
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布	三一九
(三) ごみ処理施設の整備	三二〇
(四) し尿処理施設の整備	三二一
(五) 佐賀市し尿処理場紛争	三二二
七 交 通 安 全	三二二
(一) 自動車の推移	三二三
(二) 交通事故の推移	三二三
(三) 交通安全対策	三二四
八 環 境 の 保 全	三二九
生活環境問題のおこり	三二九

第十章 民生の安定

一 概 説	三三九
(一) 公害行政の展開	三三〇
(二) 県内の主な環境問題と対策	三三一
二 社 会 福 祉	三四二
(一) 生活保護	三四二
(二) 児童福祉	三四九
(三) 身体障害者福祉	三五六
(四) 母子福祉	三六一
(五) 婦人保護	三六三
(六) 精神薄弱者福祉	三六五
(七) 老人福祉	三六七
(八) 低所得者の福祉	三七二
(九) 福祉事務所	三七四
(十) 民間社会福祉活動	三七五
三 社 会 保 險	三七九
(一) 健康保険	三七九
(二) 日雇労働者健康保険	三八一
(三) 厚生年金保険	三八二
(四) 船員保険	三八三
(五) 国民健康保険	三八四
(六) 国民年金	三八八

四	復員・引揚者・戦没者遺家族等の援護	三九二
(一)	援護行政機構	三九二
(二)	復員と引き揚げ事業	三九三
(三)	引揚者の援護	三九七
(四)	戦没者遺家族の援護	四〇四
(五)	戦傷病者の援護	四〇九
(六)	未帰還者及び留守家族の援護	四一一
(七)	恩給業務	四一二
(八)	その他の援護	四一四
五	同和対策	四一六
(一)	同和問題	四一六
(二)	戦後の同和対策の推移	四一七
(三)	本県の同和対策事業	四一七
六	消費生活	四一九
(一)	戦後の県民生活	四一九
(二)	主要物資の配給	四二〇
(三)	消費者行政	四二四
(四)	物価対策	四二六

第十一章衛生

一	概説	四三一
二	保健所の活動	四三三
(一)	保健所の創設	四三三

(二)	保健所法の改正	四三四
(三)	保健所の整備拡充	四三四
(四)	保健所の再編成	四三五
三	医療施設	四三七
(一)	施設の推移	四三七
(二)	医療従事者の推移	四三八
(三)	県立病院好生館	四四〇
(四)	医師不足対策	四四二
(五)	佐賀医科大学誘致の背景	四四三
四	予防衛生	四四四
(一)	伝染病予防	四四四
(二)	結核予防	四五七
(三)	性病予防	四四九
(四)	らい予防	四五一
(五)	寄生虫予防	四五一
(六)	日本住血吸虫病の撲滅	四五三
五	保健衛生	四五三
(一)	栄養改善	四五三
(二)	母子衛生	四五五
(三)	優生保護	四五七
(四)	精神衛生	四五八
(五)	成人病対策	四五九
(六)	原子爆弾被爆者対策	四六〇

六 環 境 衛 生	四六二	(二) 農業近代化の歩み	五六五
(一) 環境衛生	四六二	(三) 試験研究と普及事業	五六九
(二) 食品衛生	四六六	(四) 農業後継者の育成	五七七
七 藥 務	四六九	(五) 農業委員会及び農業團体	五八一
(一) 薬業	四六九	(六) 金融と共に済	五九三
(二) 製藥	四七一		
(三) 麻藥	四七四		
(四) 血液対策	四七五		
(五) 温泉	四七七		
第十二章 農林水産業			
一 農 業	四七九	二 林 業	六〇一
(一) 概 説	四七九	(一) (一) 概 説	六〇一
(二) 終戦後の食糧確保	四八九	(二) 造 林	六〇四
(三) 農地改革及び農地制度	四九六	(三) 林 產 道	六一〇
(四) 土地基盤の整備	五〇四	(四) 森 林 組 合	六一五
(五) 干 拓 事 業	五一四	(五) 林業技術の高度化	六二二
(六) 開拓及び海外移住	五二〇	(六) 入会林野等整備	六二四
(七) 農 村 振 興	五二六		六二六
(八) 主要食糧の生産	五三七		六二八
(九) みかん主産地の形成	五四五		六二八
(十) 野菜・落葉果樹・特用作物	五五一		六二八
畜 產	五六八		
		(一) 漁業制度の改革	六三一
		(二) 沿岸漁業の振興	六三九
		(三) 海苔養殖の発展	六四五
		(四) 漁場環境の保全対策	六五三
		(五) 水産業協同組合・水産金融	六五七
		(六) 漁港の整備と漁船の近代化	六六五
		(七) 水産物の流通	六六九

第十三章 商工業

一 概 説	六七三
二 中小企業対策	六七五
(1) 沿革	六七五
(2) 中小企業金融の充実	六七八
(3) 中小企業の近代化	六八一
(4) 中小企業の組織化	六八二
(5) 中小企業の育成	六八四
三 金融制度	六八七
(1) 新円発行と金融機関の再建	六八七
(2) 金融機関の充実	六八七
(3) 店舗数と資金量の推移	六九〇
四 商業の発展と市場の開拓	六九二
(1) 商業の発展	六九四
(2) 国内市場の開拓	六九四
(3) 貿易の発展	七〇〇
(4) 貿易港の振興	七〇一
五 工業の開発	七〇三
(1) 戦後の経済再建	七〇三
(2) 経済の自立と工業開発への動き	七〇七
(3) 産業振興計画と工業の開発	七一四
(4) 総合開発計画と工業の躍進	七一〇

第十四章 労 働

一 概 説	七六三
二 労働情勢と労働組合	七六四
(1) 労働運動の解放	七六四
(2) デフレ経済と特需景気下の労働情勢	七六八
六 石炭対策	七二九
(1) 傾斜生産方式の登場	七三〇
(2) 石炭統制撤廃と特需ブーム	七三一
(3) 石炭産業の斜陽化	七三四
(4) エネルギー革命と合理化政策の登場	七三八
(5) なだれ閉山	七四一
(6) 産炭地域の振興	七四三
七 地場産業	七四八
(1) 陶磁器産業	七四八
(2) その他の産業	七五三
八 觀光および自然公園	七五五
(1) 沿革	七五六
(2) 觀光事業の再開	七五六
(3) 玄海国定公園の指定	七五八
(4) 九州国際観光ルートの指定	七五九
(5) 九州自然歩道の整備	七六〇

(二) 独立後の労働運動	七六九
(四) 神武と岩戸景氣下の労働運動	七七〇
(五) 安保条約改訂と労働運動	七七一
(六) 高度成長下の労働運動	七七二
(七) 石油危機後の労働運動	七七三
三 労 政	七七四
(一) 労政行政組織	七七四
(二) 労働教育	七七五
(三) 労働者福祉	七七六
(四) 中小企業労使関係の安定	七七八
四 地方労働委員会と取扱事件	七八〇
(一) 県地方労働委員会の組織と権限	七八〇
(二) 争議の調整	七八二
(三) 審査	七八六
五 職 業 安 定	七八九
(一) 職業の安定	七八九
(二) 失業対策諸事業	七八九
(三) 炭鉱離職者対策	八〇一
(四) 失業保険	八〇八
六 職 業 訓 練	八〇九
(一) 職業訓練	八〇九
(二) 技能検定	八一四
(三) 内職相談	八一四

第十五章 教育・文化

一 概 説

(一) 教育改革の基本	八一五
(二) 占領期(二十年八月～二十七年四月)	八一六
(三) 独立回復後(二十七年以降)	八二一

二 教育委員会制度の変遷

(一) 教育委員会の創設	八二三
(二) 市町村教育委員会選挙と任命制への移行	八二五
(三) 事務局組織	八二七

三 義 務 教 育

(一) 佐賀県教育の道標	八二八
(二) 研究機関	八二九
(三) 六・三制への移行	八三〇
(一) 六・三制の定着	八三八
(二) 財政再建と教育問題	八四三
(三) 教育の谷間に光を—特殊教育—	八四七
(四) 教育の谷間に光を—特殊教育—	八四八
(五) 幼稚園教育	八五五

四 高 等 学 校

(一) 新制高等学校の発足	八五八
(二) 高校発足その後—全日制	八六一
(三) 定時制・通信制教育	八七四

五 大 学	八八一
(一) 佐賀大学	八八一
(二) 佐賀医科大学	八八四
(三) 奨学事業	八八六
六 私 立 学 校	八八八
(一) 私学三法と本県の私学	八八八
(二) 海の星学園と神陽学館	八八九
(三) 私立高等学校	八九〇
七 社 会 教 育	八九二
毎各種学校	八九三
私立大学	八九四
社会教育課の復活	八九四
社会教育機構の整備	八九五
(一) 公民館と社会教育	八九六
(二) 社会教育関係機関と団体	八九八
(三) 青少年の健全育成	九〇一
(四) 県立図書館	九〇三
八 体 育 保 健	九〇五
(一) 体育課の新設	九〇五
(二) 学校体育	九〇七
(三) 社会体育	九〇九
(四) 県民体育大会	九一三
(五) 学校保健	九一五

第十六章 警察・消防

九 文 化	九一七
(一) 文化課の誕生	九一九
(二) 文化活動	九一九
(三) 博物館	九二二
(四) 文化財	九二五
第一概説	九二九
二 警 察	九三〇
(一) 戦後警察の重責	九三〇
(二) 警察法(旧)の制定	九三三
(三) 警察法の改正(現行警察法)	九三七
(四) 警察業務運営の近代化	九三九
(五) 捜査の多様化と近代化	九四二
(六) 外勤警察体制の強化	九四三
(七) モータリゼーションと交通警察	九四五
(八) 佐賀国体と県警	九四八
(九) 県警察機構の変遷	九四九
三 消 防	九五二
(一) 自治体消防の発足	九五二
(二) 県の消防体制と消防学校	九五三
(三) 市町村の消防体制	九五四

四 消防関係団体	九五七
(毎) 火災の推移	九五八
六 消防活動の近代化	九五九
第十七章 総合開発	
一 國土総合開発の歴史と地域開発	九六一
(一) 國土総合開発法の制定と佐賀県	九六一
(二) 有明海地域と西九州地域の指定	九六二
(三) 九州開発の出発	九六三
(四) 新全國総合開発計画の策定	九六五
(五) 安定経済成長と第三次全國総合開発計画	九六六
(内) 地域開発の歩み	九六六
二 県総合開発計画の概要	九七三
(一) 戦後の総合開発計画と財政再建	九七三
(二) 産業振興計画	九七四
(三) 総合開発計画	九七七
(四) 長期総合開発計画	九九七
第十八章 今後の県政の課題と展望	
一 長期総合計画の策定の背景と必要性	九八三
二 基本的目標	九八四
三 主要目標	九八四

☆特記事項

一 行幸啓	九八七
二 第三十一回国民体育大会	九九一
(一) 開催までの経過	九九一
(二) 佐賀国体を支えた県民運動	九九四
(三) 競技会場等の整備	九九五
(四) 夏季大会	九九五
(五) 秋季大会	九九七
三 第十二回全国身体障害者スポーツ大会	九九九
(一) 大会開催のいきさつと実施体制	九九九
(二) 大会開催の状況	一〇〇〇
四 地方自治法施行二十周年記念式典	一〇〇二
五 地方自治法施行三十周年記念式典	一〇〇二
六 県政八十五周年記念式典	一〇〇三
七 明治百年記念事業	一〇〇三
八 県民の歌	一〇〇四
九 県旗	一〇〇六
十 県木・県花・県鳥	一〇〇六